



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 9 1 6 号 令和 8 年 2 月 2 4 日発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
1 0 3	地籍調査の成果を認証した件	農山漁村振興課
1 0 4	街区境界調査成果を認証した件	同
1 0 5	保安林予定森林に関する通知を受けた件	森林土木・保全課
1 0 6	同	同
1 0 7	同	同
1 0 8	道路の供用を開始する件	高規格道路課

徳島県告示第百三号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第一項の規定に基づき、美波町長、藍住町長、那賀町長及び阿南市長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第二項の規定により次のとおり認証した。

令和八年二月二十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 美波町に係る地籍調査

1 調査を行った者の名称

美波町

2 調査を行った時期

令和四年度から令和六年度まで

3 成果の名称

美波町西の地の一部の地籍図及び地籍簿（西の地三・四地区）

4 調査を行った地域

海部郡美波町西の地の一部（西の地三地区及び西の地四地区）

5 認証年月日

令和八年二月十三日

二 藍住町に係る地籍調査

1（一） 調査を行った者の名称

藍住町

（二） 調査を行った時期

令和三年度及び令和四年度

（三） 成果の名称

藍住町奥野の一部の地籍図及び地籍簿（前川二地区）

（四） 調査を行った地域

板野郡藍住町奥野の一部（前川二地区）

（五） 認証年月日

令和八年二月十三日

2（一） 調査を行った者の名称

藍住町

（二） 調査を行った時期

令和三年度及び令和四年度

（三） 成果の名称

藍住町東中富の一部の地籍図及び地籍簿（東傍示地区）

（四） 調査を行った地域

板野郡藍住町東中富の一部（東傍示地区）

（五） 認証年月日

令和八年二月十三日

3（一） 調査を行った者の名称

藍住町

- (二) 調査を行った時期
令和三年度から令和五年度まで
- (三) 成果の名称
藍住町東中富の一部の地籍図及び地籍簿（西傍示地区）
調査を行った地域
板野郡藍住町東中富の一部（西傍示地区）
認証年月日
令和八年二月十三日
- (四) 調査を行った時期
令和四年度及び令和五年度
成果の名称
藍住町東中富の一部の地籍図及び地籍簿（大塚傍示地区）
調査を行った地域
板野郡藍住町東中富の一部（大塚傍示地区）
認証年月日
令和八年二月十三日
- (五) 調査を行った時期
令和四年度及び令和五年度
成果の名称
藍住町
調査を行った時期
令和四年度及び令和五年度
- (二) 調査を行った時期
令和四年度及び令和五年度
成果の名称
藍住町東中富の一部の地籍図及び地籍簿（慶長地区）
調査を行った地域
板野郡藍住町東中富の一部（慶長地区）
認証年月日
令和八年二月十三日
- (一) 調査を行った者の名称
藍住町
- (二) 調査を行った時期
令和四年度及び令和五年度
成果の名称
藍住町東中富の一部の地籍図及び地籍簿（鑓場傍示地区）
調査を行った地域
板野郡藍住町東中富の一部（鑓場傍示地区）
認証年月日
令和八年二月十三日
- (三) 調査を行った時期
令和四年度及び令和五年度
成果の名称
藍住町東中富の一部の地籍図及び地籍簿（鑓場傍示地区）
調査を行った地域
板野郡藍住町東中富の一部（鑓場傍示地区）
認証年月日
令和八年二月十三日
- (四) 調査を行った時期
令和四年度及び令和五年度
成果の名称
藍住町東中富の一部の地籍図及び地籍簿（鑓場傍示地区）
調査を行った地域
板野郡藍住町東中富の一部（鑓場傍示地区）
認証年月日
令和八年二月十三日
- (五) 調査を行った時期
令和四年度及び令和五年度
成果の名称
藍住町東中富の一部の地籍図及び地籍簿（鑓場傍示地区）
調査を行った地域
板野郡藍住町東中富の一部（鑓場傍示地区）
認証年月日
令和八年二月十三日

三 那賀町に係る地籍調査

1 (一) 調査を行った者の名称

那賀町

(二) 調査を行った時期

令和五年度及び令和六年度

(三) 成果の名称

那賀町木頭助の一部の地籍図及び地籍簿（助六地区）

(四) 調査を行った地域

那賀郡那賀町木頭助の一部（助六地区）

(五) 認証年月日

令和八年二月十三日

2
(一) 調査を行った者の名称

那賀町

(二) 調査を行った時期

令和三年度から令和六年度まで

(三) 成果の名称

那賀町谷内の一部の地籍図及び地籍簿（谷内一地区）

(四) 調査を行った地域

那賀郡那賀町谷内の一部（谷内一地区）

(五) 認証年月日

令和八年二月十三日

3
(一) 調査を行った者の名称

那賀町

(二) 調査を行った時期

令和五年度及び令和六年度

(三) 成果の名称

那賀町小畠の一部の地籍図及び地籍簿（小畠二地区）

(四) 調査を行った地域

那賀郡那賀町小畠の一部（小畠二地区）

(五) 認証年月日

令和八年二月十三日

4
(一) 調査を行った者の名称

那賀町

(二) 調査を行った時期

令和五年度及び令和六年度

(三) 成果の名称

那賀町横谷の一部の地籍図及び地籍簿（横谷一地区）

(四) 調査を行った地域

那賀郡那賀町横谷の一部（横谷一地区）

(五) 認証年月日

令和八年二月十三日

四

阿南市に係る地籍調査

- 1 調査を行った者の名称
阿南市
- 2 調査を行った時期
令和五年度及び令和六年度
- 3 成果の名称
阿南市橘町の一部の地籍図及び地籍簿（橘町三地区）
- 4 調査を行った地域
阿南市橘町の一部（橘町三地区）
- 5 認証年月日
令和八年二月十三日

徳島県告示第四百号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二十一条の二第五項の規定に基づき、徳島市長から認証の請求のあつた街区境界調査成果については、同条第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項の規定により次のとおり認証した。

令和八年二月二十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 調査を行った者の名称

徳島市

二 調査を行った時期

令和五年度及び令和六年度

三 成果の名称

徳島市新浜本町及び津田西町の各一部の街区境界調査図及び街区境界調査簿（津田三

一地区）

四 調査を行った地域

徳島市新浜本町一丁目、新浜本町四丁目、津田西町一丁目及び津田西町二丁目の各一部（津田三一地区）

五 認証年月日

令和八年二月十三日

徳島県告示第百五号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和八年二月二十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

三好市西祖谷山村南山七三の二、七七の一から七七の四まで、七七の七、八〇の二、八一の一から八一の五まで、八二の一

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第百六号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和八年二月二十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

三好市東祖谷久保九六九の一、九七四の二、九七六、九七八から九八〇まで、九八二、九八三、東祖谷菅生四五九の一、四六〇の一から四六〇の三まで

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第百七号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和八年二月二十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

吉野川市山川町大内五九三、山川町楠根地一〇二八、一〇四五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
山川町大内五九三・山川町楠根地一〇二八・一〇四五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び吉野川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第百八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和八年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十四日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
2 8	阿南小松島	阿南市加茂町東ながせ四番一 地先から 同 東だいご九六番 一地先まで	一一・〇	令和八年二月二十四日